

# 安全の手引き

～ アンゴラで安全に生活するために ～



カランドウーラの滝 (quedas de Kalandura) マランジェ州



在アンゴラ日本国大使館 Embaixada do Japão em Angola

Torres Loanda, 2F Rua Gamal Abdel Nasser Ingombota, Luanda

<http://www.angola.emb-japan.go.jp/>(日本語版)

2020 年 2 月改訂

## はじめに

アンゴラは、2002 年の内戦終結後、経済的に急成長を遂げ、また、南部アフリカの中では、政治的にも安定しておりますが、一般犯罪は多発しております。特に近年の油価下落や慢性化した高失業率、生活インフラの未整備、極端な経済格差等を背景として、特に人口が密集している都市部において、日常的に強盗やスリ・ひったくり、車両盗難・車上荒らし等の凶悪犯罪が数多く発生しています。

アンゴラに限ったことではありませんが、海外へ赴く際には、日本国内と同じレベルの対応が得られることは少ないことを認識し、その国の法制度、文化的背景、風俗習慣等の違いに留意し、『**自分の身は自分で守る**』という自覚を常に持ち、トラブルに巻き込まれないよう、各自で出来る範囲内の安全対策をしっかりと行うことが必要です。

この冊子は、アンゴラに在住されている在留邦人の皆様が、安全に生活するための基礎的な情報を提供することを目的に作成したものです。

本冊子が皆様の安全対策の一助になれば幸いです。

### 在留届についてのお願い

「在留届」は、ご本人及びご家族の各種領事手続きの際に利用されるだけでなく、邦人が事件や事故に遭った場合や緊急事態発生時等に、必要に応じて緊急連絡先（関係者）への連絡を行うために使われます。海外に3ヶ月以上邦人が滞在する場合は、大使館・総領事館へ在留届を提出することが旅券法で義務づけられています。必ず手続きを行ってください。

また、住所や電話番号等に変更が生じた場合には「変更届」を、日本への帰国や他国への転居を行う場合には、「帰国届」の提出をお願いいたします。

なお、これらの届け出は、外務省「海外安全ホームページ」からオンライン登録することが可能です（ORR Net）。3ヶ月未満の渡航を予定されている方につきましても、「たびレジ」への登録をお願い致します。

» 在留届のオンライン登録(ORRNet) → <http://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

» 「たびレジ」登録 → <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

## 目次

|     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| I   | 防犯の手引き                | 1  |
| 1   | 防犯の基本的な心構え            | 1  |
| 2   | アンゴラの治安情勢について         | 2  |
| 3   | 防犯のための具体的注意事項         | 2  |
| 4   | 交通事情と事故対策             | 4  |
| 5   | テロ・誘拐対策               | 4  |
| 6   | 緊急連絡先                 | 5  |
| 7   | 緊急時の情報収集              | 6  |
| 8   | 簡単な緊急時の現地語表現          | 6  |
| II  | 在留邦人用緊急事態対処要領         | 7  |
| 1   | 平素の準備と心構え             | 7  |
| 2   | 緊急時の行動                | 8  |
| III | チェックシート集              |    |
| 1   | 住居選定にかかるチェックリスト（別紙1）  | 11 |
| 2   | 緊急事態に備えてのチェックリスト（別紙2） | 13 |
| IV  | おわりに                  | 15 |



ミラドル・デ・ルーア（Mirador de lua）ルアンダ州

## I 防犯の手引き

### 1 防犯の基本的な心構え

在留邦人の皆様の安全確保は、第一義的にアンゴラ政府がその責任を負っています。

特に事件や事故等に巻き込まれた場合には、各人が治安当局に詳細を一報することによって、事件処理や捜査が開始されます。アンゴラではアンゴラ政府の行政管理の下で生活・滞在していることを念頭に置いて行動してください。

なお、日本大使館はこれらの事故処理や捜査等に直接介入することはできません。しかし、邦人保護の観点から、例えば病院等の紹介や日本の御家族への連絡等、できる限りの側面支援を行います。

#### (1) 行動三原則の徹底

一般的に日本人は、危険に対する意識が低いと言われています。また、外国人が持つ日本に対するイメージは、経済大国で多くの富裕層が暮らしている裕福な国といったイメージがあります。そのため、**犯罪者は日本人を『多額の現金を所持していて、抵抗しない』と考えることもあり、その結果、日本人が強盗やひったくり、誘拐の標的とされる場合があります。**アフリカ大陸の中においては、アジア人の容姿は非常に目立ちますので、海外では安全のための『行動三原則』を正しく理解して、『自分の身は自分で守る』よう心がけてください。

*point!*

**海外における安全のための『行動三原則』**

**“目立たない” “行動を予知されない” “用心を怠らない”**

#### (2) 生命の安全を最優先に

万一、身体に危険がおよぶ事態に遭遇した場合、例えば、強盗に銃やナイフを突きつけられて金品の要求を受けた場合等には、決して抵抗することなく、ご自身の生命と身体の安全を第一に考え、相手の要求に従ってください。なお、負傷した場合、治療のため高度医療を有する国外への移動が必要となる場合もあります。従って、事前に十分な補償内容の海外旅行保険への加入をお勧めします。

#### (3) 常に『備えの心』を忘れずに

防犯対策に「ゴール」はありません。アンゴラで安心を得るためには、多くの『備え』が必要です。ここで大切なことは、最新の治安情報の収集・分析を常に行うとともに、生活エリア及び活動時間帯を考慮した上で、有効な防犯対策（備え）を立てることです。

なお、一度に多くの防犯対策を講ずることは非常に難しい場合もあります。常に治安情勢への高い関心を維持しつつ、日々、防犯対策の定期的な見直しを行うことが重要です。

## I 防犯の手引き

### 2 アンゴラの治安情勢について

アンゴラの都市部においては、現金や貴重品、スマートフォンを含む電子機器類を所持・操作しているところを強盗犯に狙われ、被害に遭う事例が多数報告されており、特に屋外での活動時には、日中・夜間問わず周囲への警戒を行う必要があります。また、繁華街、スラム街、空港、路上、駐車場等での、スリや置き引き、車上荒らし事案が多数見られます。

アンゴラで発生する一般犯罪の特徴として、犯人側が複数、被害者側は単身（もしくは少数）活動中に犯人の標的となり、犯人から銃器・刃物等で脅迫され被害を受けるケースが多く目立ちます。特に徒歩で移動する際には、可能な限り複数名で行動するよう心がけるとともに、移動には極力、車両を利用するなどしてください。

さらに、空港や路上等で当国警察官等から金銭等の不当要求を受けるトラブルも発生しています。**アンゴラでは、特に『強盗被害』や『金銭に絡むトラブル』に対する注意が必要です。**

### 3 防犯のための具体的な注意事項

#### （１）住居

アンゴラでは住居への侵入犯罪も日常的に発生している状態です。そのため、アンゴラで生活する上で、住居選定は非常に重要となります。住居を決定する上で最優先に考えるべきは『安全』であり、住居エリア周辺の治安情勢や生活環境、生活に必要な施設（仕事場、学校、病院等）との位置関係を総合的に判断し、構造上、堅牢な造りであることに加え、セキュリティの整った建物を選定してください。

**Point!**

**【住居選定にかかるチェックリスト（別紙１）】をご活用ください**

#### （２）外出時

アンゴラでは、日常的に強盗事件やスリ、置き引き、車上荒らし等の一般犯罪が発生しており、日中であっても被害に遭う可能性があります。特に徒歩での外出時は慎重に行動する必要があります。また、地方での活動や主要幹線道路以外の移動時には、未撤去地雷に対する注意も必要です。アンゴラでの外出時は、特に以下の点に留意して行動してください。

##### ① 服装

- ・華美な服装や肌の露出部分が多い服装は控える
- ・所持している携行品（財布等）の形状等が他人から確認しにくい衣服を選ぶ

##### ② 携行品

- ・身分証明書（旅券原本）を常時携行する（コピーでは、問題とされる場合があります）

## I 防犯の手引き

- ・ 自宅や勤務先を含めた緊急連絡先リストを作成して携行する
- ・ 目立つ装飾品は身につけない。また、携行品は分散して携行する
- ・ バック類を持つ場合は、出来るだけ手提げ式のものは避け、たすき掛けで携行する

### ③ 徒歩移動時

- ・ 徒歩での単身移動は日中であってもできるだけ避ける
- ・ 道路幅が広く、人通りの多い大通りを極力利用し、車道からなるべく離れて歩く
- ・ 明るい場所を歩く（暗い路地や建物の入り組んだ場所等は日中でも避ける）
- ・ 徒歩移動中の写真撮影は控える（注：アンゴラでは空港や港、軍事施設、政府庁舎等の写真撮影は禁止されており、街中での写真撮影を巡るトラブルが多発しておりますので、ご注意ください）
- ・ 道路を横断等する場合には、周囲の安全を自分の目でしっかり確認する
- ・ **夜間、単身での徒歩移動は行わない（強盗犯の標的にされる可能性が高まります）**

### ④ 車両移動時

- ・ 十分な補償内容の保険に加入している車両を利用する
- ・ 車両乗降時の安全確認を徹底する（車両乗降時における強盗被害が多いため）
- ・ 車両乗車後は、速やかに全てのドアをロックする
- ・ 窓は極力開けないように努める（車外の物売りにも注意する）
- ・ 明らかに不当な停車を指示された場合は、安易に停車に応じたり、窓を開けたりせず、現場から速やかに安全な場所へ移動する
- ・ 車両を駐車する場合には、極力管理人や警備員が配置されている駐車場を利用する
- ・ 車両から離れる際には、車内に現金や貴重品を放置しない

## （３）生活

アンゴラで生活する際には、住居及び勤務先の近隣住人や使用人、運転手、管理会社の社員や家主、訪問者等に対しては、防犯上の観点から一定の注意を払いながら対応することが必要です。特に自らの活動予定を不用意に教えるなど、『隙』を見れば強盗犯や空き巣被害の標的となる可能性が高まります。アンゴラで生活する際には、主に以下の点等に留意してください。

- ① 入居前に自宅周辺の治安・生活環境を確認したか
- ② 雇用する使用人・運転手は、信用できる組織や人物から紹介されたか（身分確認）
- ③ 雇用契約を結ぶ前に、試用期間や契約の中途解約にかかる取決めを行ったか
- ④ 使用人にスペアキーを渡す場合は、必要最低限の箇所・本数に留めたか

## I 防犯の手引き

- ⑤ 住宅や事務所を長期に亘って留守にする場合は、信用できる組織や人物に定期的な確認を依頼したか

### 4 交通事情と事故対策

アンゴラは右側通行で左ハンドル車両が走行しており、特に首都ルアンダを含む都市部においては、慢性的な渋滞が発生しています。また、この渋滞によって、停車や低速走行を余儀なくされている車両を標的とした強盗事件が多数報告されています。さらに、都市部では、整備不良等で機能していない信号が多く、雨期には道路の陥没・冠水が各所で発生し、通行に大きな支障を与えています。基本的に歩行者優先の意識はありません。加えて、マナーの悪い運転を行うドライバーが非常に多く、交通事故が多発しています。

アンゴラにおける事故対策としては、優れた防衛運転ができる運転手を雇用すること及び使用車両の整備を信用のある工場で行うことなどが挙げられますが、万一、事故が起きた場合に備えて、十分な補償内容を有する車両保険への加入をお勧めします。

### 5 テロ・誘拐対策

アンゴラにおいて、日本人・日本権益を直接標的としたテロ事件は確認されておりません。しかし、近年、シリア、チュニジア、バングラデシュにおいて日本人が殺害されるテロ事件が発生しています。また、テロは日本人が数多く渡航する欧米やアジアをはじめとする世界中で発生しており、特に、近年では単独犯によるテロや、一般市民が多く集まる公共交通機関（ソフトターゲット）を標的としたテロが頻発していることから、こうしたテロの発生を予測したり未然に防ぐことが益々困難となっています。

このようにテロはどこでも起こり得ること及び日本人が標的となり得ることを十分に認識し、テロの被害に遭わないよう、海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

また、アンゴラでは、これまでに日本人が標的となる誘拐事件は確認されておりませんが、過去には、外国人を標的とした誘拐事件が発生しています。近年では、中国人が誘拐された後に殺害される事件も複数発生しており、比較的容姿の似ている中国人と見間違われるリスクがあることも注意し、誘拐犯の標的にならないよう行動や言動には注意してください。



ンバンザ・コンゴ（Mbanza Congo）ザイレ州

## I 防犯の手引き

### 6 緊急連絡先

基本的な連絡先のみを記載してありますが、警察の代表番号であってもアンゴラでは繋がらないといったケースも多いため、住居や勤務先を管轄する警察署など必要と思われる緊急連絡先については、各自でリスト化して携行しておく、緊急時に役立ちます。

① 警 察 : 113

② 消防救急 : 115

③ 病 院 :

・ クリニカ・ジラソール病院 : (+244) 222-698000 (受付・ポルトガル語のみ)

・ サグラダ・エスペランサ病院 : (+244) 222-309360 (受付・ポルトガル語のみ)

(+244) 222-309688 (受付・ポルトガル語のみ)

救急(+244) 222-309204 (受付・ポルトガル語のみ)

・ ジョジナ・マシエル病院 : (+244) 923-505040 (担当医師直通・ポルトガル語のみ)

④ 在アンゴラ日本国大使館

住 所 : Torres Loanda. 2F Rua Gamal Abdel Nasser Ingombota, Luanda.

開館時間 : 08 : 30 ~ 17 : 30

電 話 : 923-167090

国外から : (+244) 923-167090

F A X : 923-167095

国外から : (+244) 923-167095

開館時間外 (夜間・土日祝祭日の緊急連絡番号) : 944-308277

国外から : (+244) 944-308277

※アンゴラ時間平日午後 17 時 30 分～翌午前 08 時 30 分まで、及び休館日終日対応

※アンゴラと日本の時差は、『 -8 時間 』となっています。

ホームページ : <http://www.angola.emb-japan.go.jp>



ペドラス・ネグラス (Pedras Negras) マランジェ州

## I 防犯の手引き

### 7 緊急時の情報収集

緊急事態発生時には、正確な情報の入手が重要となります。電話やインターネット回線が利用可能な状況であれば、大使館からのメールを受信することやホームページを確認することが可能ですが、アンゴラにおいては緊急事態が発生した場合、想像より早い段階で電話やインターネット回線が不通となる可能性が考えられます。このような状況に陥った場合において、『NHKワールド・ラジオ日本』のニュース及び「海外安全情報」は非常に有益です。

特に「海外安全情報」には外務省や各国大使館などからも積極的に情報提供を行うなどしておりますので、短波放送の受信が可能なラジオ（予備電池の準備もお忘れなく）を準備しておくことをお勧めいたします。

**Point!**

#### 短波放送に関する情報（NHK ワールド・ラジオ日本）

URL: <http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/shortwave/>

### 8 簡単な緊急時の現地語表現

- |                    |                                                                                        |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 助けて！             | Socorro! (ソコロ)                                                                         |
| ② 泥棒だ！／強盗だ！        | Ladrão! (ラドラーン) / Assalto! (アサルト)                                                      |
| ③ 誰か手伝ってください       | Alguem ajude-me, por favor.<br>(アウゲン アジューデーメ、ポル ファボール)                                 |
| ④ 警察署はどこにありますか？    | Onde fica a esquadra?<br>(オンデー フィーカ ア イスクアドラ)                                          |
| ⑤ 警察を呼んでください。      | Chame a Policia, por favor.<br>(シャーメ ア ポリシア、ポル ファボール)                                  |
| ⑥ パスポートを盗まれました。    | O meu passaporte foi roubado.<br>(オ メウ パッサポールテ フォイ ロウバード)                              |
| ⑦ 病院に運んでください。      | Leve-me para o hospital(a clinica),por favor.<br>(レーヴェイメ パラ オ オスピタウ (ア クリニカ) ポル ファボール) |
| ⑧ 火事だ！消防車を呼んでください。 | Fogo! Chame o bombeiro.<br>(フォーゴ！ シャーメ オ ボンベイロ)                                        |
| ⑨ 誰か日本語（英語）を話せますか？ | Alguém fala japonês (inglês) ?<br>(アウゲン ファーラ ジャポネース (イングレース))                          |
| ⑩ 日本大使館に電話してください。  | Telefone para a Embaixada do Japão,por favor<br>(テレフォオーネ パラ ア インバイシャダ ト ジャパオ ポル ファボール) |

## Ⅱ 在留邦人用緊急事態対処要領

### 1 平素の準備と心構え

本冊子における緊急事態とは、アンゴラに居住・滞在する在留邦人の生命、身体、財産等に危険が差し迫っている緊急の状態を指します。例を挙げると大規模な災害や事件・事故、治安情勢に大きな影響を及ぼすデモ活動・暴動、危険な感染症の流行等がこれにあたります。

このような事態に陥った場合、または発生するおそれがある場合に重要なことは、**最新かつ正確な情報の入手・分析を行い、自らの置かれた状況を正しく把握し、適切な対応を行うことです。**しかし、突然発生した事象の『受け手』に回って対応していたのでは、適切な対処が行えない可能性もあります。**従って、『日々の備え』が大変重要となります。**

#### (1) 在留届の提出・更新

当館からの連絡や情報発信が確実に入手できるよう、**3ヶ月以上アンゴラに滞在される在留邦人の方は、『在留届の登録』を、短期の旅行を予定されている方は、『たびレジの登録』を行うとともに、緊急事態が発生した際に連絡がとれるよう、旅行日程や連絡先等を本邦のご家族に事前に伝えておいてください。**

*point!*

**『在留届』及び『たびレジ』への登録 = 最新治安情報等の入手が可能**

- インターネットによる電子届（ORR ネット）：  
<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>  
※『在留届』の提出や入力内容の変更も可能。
- 『たびレジ』登録ページ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

#### (2) 連絡体制の整備

緊急事態の発生は予見できない場合も多いため、各組織や家族内で緊急時の連絡方法については予め検討しておくことが有益です。また、アンゴラで活動する日系企業などにおいては、緊急事態発生を想定したマニュアル作成をお勧めします。緊急事態の態様や状況によって実際に行う対応はマニュアルと異なる場合もあると思いますが、連絡先、集合場所、空港への交通手段確保の方法等を定めておくと、緊急事態が発生した場合でも慌てることなく冷静に対応できます。



ルアンダの夕日 ルアンダ州

## Ⅱ 在留邦人用緊急事態対処要領

### (3) 退避場所

緊急事態発生の際には、上述したとおり組織毎に事態が深刻になった場合に備え、予め避難場所（外部との連絡が行いやすく、危険とされる施設や通りから離れた場所が望ましい。可能であれば複数設定しておく）を検討しておくことをお勧めします。

なお、ルアンダ市及びルアンダ市近郊に居住・滞在している方については、緊急事態の態様や状況に応じ、日本大使館（もしくは日本大使公邸等）への一時避難等をお願いする場合があります。

但し、緊急事態が発生した場合、情勢によっては、危険を冒して集合（移動）するよりも自宅等に残って戸締まりを行い、危険が去るまで待機したほうが安全と判断される場合もありますので、緊密な連携と慎重な行動を心がけてください。

### (4) 携行品及び非常用物資の準備

大規模災害発生時や新型インフルエンザ等の流行時には、交通機関や医療機関、商店を含めて社会的機能が混乱することが予想されるため、米や水、インスタントラーメンなどの食料品類、マスクや常備薬などの日用品・医薬品類、その他防災グッズとして考えられるものを、最低2週間分備蓄しておくことが望ましいとされています。なお、一般的に人間ひとりが1日に必要とする水（飲料水含む）は、3リットルとされています。

**Point!**

【緊急事態に備えてのチェックリスト（別紙2）】をご活用ください

## 2 緊急時の行動

### (1) 基本的心構え

緊急事態の発生又はそのおそれがある場合には、大使館は短期滞在者も含めた在留邦人の安全確保のために万全を期した活動を行いますが、緊急事態が発生した（又は覚知した）段階で各自がどのような状況に置かれているか瞬時に把握することは不可能です。従って、特に不測の事態が発生した直後は、以下のポイントに特に留意して行動してください。

**Point!**

- 先ず自身の身の安全を第一に行動する
- 正しい情報で行動する
- 落ち着いて自身の置かれた状況を確認する
- 決して慌てない
- 安全な場所への安全なルートを確保して移動する

## Ⅱ 在留邦人用緊急事態対処要領

### (2) 情報の把握

大使館では、緊急事態が発生した場合、各種緊急情報を発信するとともに、在留邦人の安否を確認し、支援を必要とする在留邦人の方々への対応を行います。具体的には以下の手段で情報を在留邦人の皆様にお伝えすることとしています。

在留邦人の皆様におかれましては、常に当地の新聞やテレビ、ラジオ等の情報を確認するとともに、現地職員や現地の友人・知人等からの情報も広く収集し、集めた情報の分析を行い、正確な情報の把握に努めてください。また、緊急時には上述したラジオ短波放送等を利用した情報入手方法も併せて有効に活用してください。

**Point!**

- 一斉通報メールによるメール送信
- 大使館ホームページへの記載
- 在留届で登録された連絡先への連絡
- 事前に大使館で把握している諸連絡網を通じた伝達 等

### (3) 公館への通報等

不幸にもアンゴラで実際に被害を受けた場合、又は被害を受けた日本人の情報がある場合には、ご自身の安全を確保した上で、速やかに大使館まで連絡を入れてください。

なお、在留邦人の皆様の安全確保を第一義的に担っているのは、アンゴラ政府となります。万一、事件や事故等に巻き込まれた場合には、各人が治安当局にその旨を一報（被害届の提出）し、事件処理や捜査を委ねることになります。



セーハ・ダ・レーバ (Serra da Leba) ナミベ州

## Ⅱ 在留邦人用緊急事態対処要領

### (4) 国外への退避

緊急事態が発生又は具体的な脅威等が差し迫った場合などに、大使館が「渡航中止勧告」もしくは「退避勧告」を発出する場合があります。**特に「退避勧告」を受けた場合には、一般商用便が運航している間はそれを利用して、可能な限り早急に安全な国外の国へ退避してください。**また、その際は、可能な限り事前に大使館（退避先の日本大使館及び総領事館又は外務省（海外邦人安全課：+81-3-5501-8160）も可）への連絡をお願いします。

一般商用便の運行が停止された場合や満席で予約が取れない場合等は、その他の方法（例：チャーター便の手配や陸路・海路による脱出等）による国外退避が必要となる場合もありますので、大使館との緊密な連絡を維持するように心がけてください。

**真に事態が切迫した場合には、大使館から退避又は避難のための集合を呼びかける場合があります。その場合には、しっかりと内容を確認して、指定された避難先に集合してください。**なお、避難先において待機する必要があることも想定されます。このような場合には、可能な限り上述した非常用物資等を持参するようお願いいたします。

また、真に事態が切迫した場合には、ご自身と家族の「生命」、「身体」の安全を第一に考え、不必要な荷物を携行することは避けてください。

（参考）大使館で検討した陸路での国外退避のルートを紹介いたします（注：実際に緊急事態が発生した場合の態様や状況により、計画を変更する場合も大いにあります）。

#### ○ ナミビア・ルート

車両及びチャーターバス等を利用して、一団を組んで、ルアンダ ～ スンベ ～ ベンゲラ ～ ルバンゴを経由してオンジバ道路を使用し、ナミビアへ退避する。

#### ○ ザンビア・ルート

車両及びチャーターバス等を利用して、一団を組んで、ルアンダ ～ スンベ ～ ウアンボ ～ クイト ～ ルエナを経由してルアウ道路を使用し、ザンビアに退避する。



### Ⅲ チェックリスト集（別紙 1）

#### 【 住居選定にかかるチェックリスト 】

##### 《 住居の選択 》

- ☐ 住居のあるエリア（市・州）の治安に関する情報を調べたか
- ☐ 自分の目で下見を行い、複数の物件から比較検討したか
- ☐ 市街地（道路）地図を入手し、図上研究を行ったか
- ☐ 日常的に利用する施設や勤務先との距離に問題はないか
- ☐ 選択に際し、当地で居住している他の日本人からの助言を得たか
- ☐ 危険に応じた「住居の安全対策基準」を自分／組織なりに定めたか
- ☐ 管理会社／家主は信頼できるか（緊急時に連絡できる電話番号はあるか）

##### 《 交通経路の安全確保 》

- ☐ 住居から目的地（例：勤務先・学校・スーパーマーケット等）まで、複数の安全なルートがあるか
- ☐ 日常的に使用するルートの道幅は比較的広くかつ安全か（相互通行であるか）
- ☐ 使用ルート上には緊急時に避難できる安全な場所（例えば警察署）があるか
- ☐ 目的地までのルート上に危険とされる地域（スラム街等）はないか

##### 《 住居周辺の安全確保 》

- ☐ 住居周辺の治安情勢を調べたか
- ☐ 住居の周辺地域住民の安全に対する関心は高いか
- ☐ 警察、消防、医療、救急機関などのサービスが緊急時に短時間で利用可能な範囲にあるか
- ☐ 犯罪多発地域（スラム街等）に隣接していないか
- ☐ 住居を監視される場所が近くにないか
- ☐ 不審者や不審車両に対する警戒（監視カメラ等の記録含む）が容易に行えるか
- ☐ 住居周辺に爆弾テロの目標となるような施設はないか

##### 《 住居の安全確保 》

- ☐ 住居への出入り（車両・人体ともに）は安全かつ迅速に行える構造となっているか
- ☐ 住居の周辺（特に通常出入りする扉等の周囲）に犯人が身を潜めるような場所はないか
- ☐ 近隣住人について確認したか
- ☐ 住居の安全対策は周辺住居の安全対策（外観）と比べて同等以上となっているか

～ 裏面に続く ～

- ☐ 管理会社／家主は住居の安全対策強化に積極的か
- ☐ （入居時）出入口の鍵はすべて新品に交換されているか。また、複製が困難な鍵であるか
- ☐ 出入口扉の素材及び厚みは信頼できるものか
- ☐ 来訪者が前に立つドアにはドアチェーンやドアスコープが設置されているか
- ☐ 窓には鉄格子が設置されているか
- ☐ 建物外周（隣家を含む）から簡単に侵入できない構造になっているか
- ☐ 警報装置は設置されているか
- ☐ （独立家屋の場合）敷地外周塀や門の上部にレーザーブレード・ワイヤー／エレクトリックワイヤー等が設置されているか
- ☐ 敷地外周及び敷地内（共用部等）への監視カメラの設置は行われているか。また、正常に稼働しているか
- ☐ 敷地外周及び敷地内への照明設備は正常に作動しているか
- ☐ 訓練を受けた警備員が適切に配置されているか
- ☐ （マンションの場合）防災設備は適切に設置されているか。また、避難経路が確立されているか

《 その他 》

- ☐ メイドや運転手等を雇用する場合は、事前にしっかり身分確認を行ったか
- ☐ 住宅を長期に亘って留守にする場合は、信用できる人に定期的なチェックを依頼したか

「住居選定にかかるチェックリスト」

～ おわり ～

### Ⅲ チェックリスト集（別紙２）

#### 【 緊急事態に備えてのチェックリスト 】

##### 《 旅券（パスポート） 》

- ☐ 常時６ヶ月以上の残存有効期間がある（６ヶ月以下の場合には、大使館に発給申請）
- ☐ 旅券最終ページの「所持人記載欄」に必要事項を漏れなく（血液型含む）記入してある
- ☐ いつでも持ち出せるように管理している

##### 《 現金及び貴重品（貴金属、預金通帳、クレジットカード等） 》

- ☐ 家族全員が当分の間（１０日程度）、生活するのに必要な現地流通通貨（少額な額面のものを含む）を準備している
- ☐ 外貨（米ドル、日本円等）も一定額準備している
- ☐ 旅券同様、いつでも持ち出せるように管理している

##### 《 自動車 》

- ☐ 常時整備している
- ☐ 常に一定量以上の燃料を入れている（ギリギリまで燃料を使用せず、細かな給油を行う）
- ☐ （可能であれば）十分な燃料を確保・保管している
- ☐ 懐中電灯、地図、ティッシュペーパー等を常時備えている
- ☐ 自動車を所有していない場合、近隣で自動車を所有している人物と平素から連絡を取り、必要な場合、同乗できるように相談している

##### 《 その他携行品 》

- ☐ 携帯電話及び充電器
- ☐ パソコン
  - 避難した場合には、避難先で電源が確保されない、電力が安定的に継続して供給されないことが十分想定されることを予めご留意ください
- ☐ 衣類、着替え（長袖、長ズボンが望ましい。動きやすく、殊更人目を引くような華美なものではないもの。麻、綿等吸収性、耐暑性に富む素材が望ましい）
- ☐ 履物（動きやすく靴底の厚い頑丈なもの）
- ☐ 洗面用具（タオル、歯磨きセット、石けん等）

～ 裏面に続く ～

☐ 非常用食料等

家族が当面の間（2週間程度）、自宅待機する場合を想定して、米、調味料、缶詰類（及び缶切り）、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラル・ウォーター、大型の水筒等を携行するようにしてください

☐ 医薬品等

家族用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石けん、衛生綿、包帯、絆創膏等

☐ ラジオ（NHK ワールド・ラジオ日本、ラジオジャパン、BBC、VOA 等の短波放送が受信できる電池式のもの。予備電池）

☐ その他

懐中電灯、予備バッテリー、ライター、ろうそく、マッチ、ナイフ、缶切り、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、防災頭巾（頭をカバー出来るもの）、緊急連絡先リスト（住所、電話番号）、市販されている居住地の地図等

「緊急事態に備えてのチェックリスト」

～ おわり ～

## おわりに

近年、海外における治安・社会情勢は常に変化しており、時にはテロ事件など急激な変化を伴う場合もあります。これに加え、所謂、大規模自然災害の脅威や危険とされる感染症の流行等もあります。これらの変化や脅威を事前に予測することは困難な場合も多く、残念ながら、過去には多くの被害を伴う災害・事件・事故が発生しています。

この「安全の手引き」が、アンゴラで生活を営む皆様方の心の支えとなり、短期滞在者も含めた在留邦人の皆様方が、より安全対策に高い意識をもって取り組む一助になれば幸いです。



トゥンダバーラ峡谷（Tundavala）ナミベ州・ウィラ州

この「安全の手引き」に関しますご意見・ご要望等がございましたら、  
アンゴラ日本国大使館・領事班までお気軽にお知らせください。

**電話：（＋244）923-167090（代表）**

**FAX：（＋244）923-167095**

**領事窓口受付時間： 平日 9:00-12:30 13:45-16:45**

**アンゴラ日本大使館ホームページURL： <http://www.angola.emb-japan.go.jp>**